

「ねんきん定期便」をお送りいたします。

【同封物】

- ・ねんきん定期便
- ・最近の月別状況です
 - ※なお、35歳・45歳・58歳の節目年齢時には、これまでの全期間の
 - ・厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況です
 - ・これまでの国民年金保険料の納付状況ですをお送りいたします。
- ・「ねんきん定期便」パンフレット
- ・年金加入記録回答票、返信用封筒
 - 年金記録に「もれ」や「誤り」がある場合には、こちらの回答票でお申し出ください。

ねんきん定期便

年金受給者であり
現役被保険者の方用

内容に関するご照会は

「ねんきん定期便専用ダイヤル」へ！

TEL 0570-058-555

※一部のIP電話及びPHSからは
「03-6700-1144」にお電話ください。



日本年金機構

Japan Pension Service

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

～日本年金機構設立のお知らせ～

社会保険庁が廃止され、平成22年1月、新たに「日本年金機構」がスタートしました。

この「ねんきん定期便」は、昨年あなた様へ送付したこれまでの記録に続き、本年も加入記録をご確認いただくとともに、年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として、日本年金機構が厚生労働省から委託を受け、年金加入期間や保険料納付の実績などの年金に関する情報を定期的（年金制度に加入されている間）にお送りしております。

お知らせした年金記録に「もれ」や「誤り」があった場合は、同封の年金加入記録回答票にてお知らせください。

また、前年の「ねんきん定期便」の回答票や「被保険者記録照会票」で、被保険者記録を調査中の方は、現在、日本年金機構がお調べしておりますので、この「ねんきん定期便」には反映されておられません。調査が終了しましたら、日本年金機構から調査結果をお届けしますので、今しばらくお待ちくださるようお願いいたします。

基礎年金番号

この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日
時点の年金加入記録に基づき作成されております。

（基礎年金番号は、お問い合わせの際に必要となります。）

※ このお知らせの見方は、パンフレットの2～3ページをご覧ください。

これまでの年金加入期間

国民年金			厚生年金保険	船員保険	年金加入 期間合計 (未納期間を除く)
第1号被保険者 (未納期間を除く)	第3号被保険者	国民年金計 (未納期間を除く)			
月	月	月	月	月	月

（参考）これまでの保険料納付額

(1) 国民年金(第1号被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
(2) 厚生年金保険(厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
これまでの保険料納付額 【 国民年金・厚生年金保険合計 】	(累計額)	円

お示ししている年金加入期間には、共済組合員記録に関する加入期間は含んでおりません。
※ 現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。

「ねんきん定期便」を毎年お届けいたします。

この「ねんきん定期便」は、あなた様のこれまでの年金加入期間や保険料納付の実績などの年金に関する情報を定期的にご確認いただき、年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として、日本年金機構が厚生労働省からの委託を受け、お送りしております。

すべての被保険者の方に、共済組合員記録にかかる情報を除いた直近一年間の加入記録をお届けいたします。

（ねんきん定期便に関するご質問・お問い合わせ先）

わからないことや疑問な点があれば

『ねんきん定期便 専用ダイヤル』へ！

0570-058-555



※ 一部のIP電話及びPHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。

※ 大変申し訳ありませんが、通話料金（一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金）はご負担いただきますようお願い申し上げます。

なお、携帯電話からおかけいただいた場合の通話料金は、全額お客様のご負担となります。

※ 月曜日など休日明けやお客様のお手元にこのお知らせが届いた直後は、電話が大変混み合う場合がございます。

※ このダイヤルでは、「ねんきん特別便」に関するお問い合わせについてもお受けいたします。

※ 間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかけください。

※ コンピュータの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますので、ご了承ください。

（受付時間） 月～金曜日：午前9時～午後8時まで

第2土曜日：午前9時～午後5時まで

（なお、祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。）

※ 各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

◆インターネットによる年金個人情報提供サービスについて

日本年金機構ホームページから、ユーザID・パスワードをお取りいただければ、同ホームページでいつでもご自身の年金加入記録をご覧いただけます。

日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp/>

～日本年金機構設立のお知らせ～

社会保険庁が廃止され、平成22年1月、新たに「日本年金機構」がスタートしました。

- 日本年金機構は、廃止された社会保険庁から年金業務を引き継ぎ、平成22年1月以降、厚生労働大臣の監督の下に業務運営を担うこととされています。
- 日本年金機構の設立と同時に『社会保険事務所』は『年金事務所』に変わりました。

最近の月別状況です

※ このお知らせの見方は、裏面の解説をご覧ください。

今回お知らせする加入状況は、
平成 年 月 から平成 年 月までの期間を
平成 年 月 日時点の情報で作成しています。

お示ししている年金加入期間には、共済組合員記録に関する加入期間は含んでおりません。
※ 現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。

お示ししている年金加入期間には、共済組合員記録に関する加入期間は含んでおりません。
※ 現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。

① 番号	② 年月 (平成)	③国民年金 納付状況	④厚生年金保険			
			お勤め先の名称等	標準報酬 月 額	標準賞与額	保険料 納付額

※ 納付期限内に保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、金融機関等から納付に関する情報が提供されるまで最大3週間程度かかることがあるため、「未納」と表示されている場合がありますのでご了承ください。

③「国民年金納付状況」について

表 示	説 明
納付済	国民年金保険料を納めている期間の表示です。(国民年金保険料が免除された後に追納した場合も含みます。)
未 納	国民年金保険料を納めていない期間の表示です。 (作成日時点の記録を使用しているため、納付日によっては「未納」と表示される場合があります。)
3号納付	国民年金第3号被保険者である期間の表示です。
全額免除	国民年金保険料の納付が全額免除されている期間の表示です。
半額免除	国民年金保険料の納付が半額免除されていて、残りの半額の保険料を納めている期間の表示です。
半額未納	国民年金保険料の納付が半額免除されているが、 残りの半額の保険料を納めていない 期間の表示です。※
3/4免除	国民年金保険料の納付が3/4免除されていて、残りの1/4の保険料を納めている期間の表示です。
3/4未納	国民年金保険料の納付が3/4免除されているが、 残りの1/4の保険料を納めていない 期間の表示です。※
1/4免除	国民年金保険料の納付が1/4免除されていて、残りの3/4の保険料を納めている期間の表示です。
1/4未納	国民年金保険料の納付が1/4免除されているが、 残りの3/4の保険料を納めていない 期間の表示です。※
学生特例等	学生納付特例又は若年者納付猶予が認められている期間の表示です。
付 加	付加保険料を納めている期間の表示です。

※「未納」のほか、「半額未納」、「3/4未納」、「1/4未納」については、未納期間です。

④「厚生年金保険」について

〔お勤め先の名称等について〕

勤務した会社(事業所)名を表示しています。なお、船員保険の場合は、船舶所有者名を表示しています。

〔標準報酬月額・標準賞与額について〕

事業主からの届出に基づき決定した標準報酬月額・標準賞与額を表示しています。

・標準報酬月額… 納めていただく保険料額の計算の基とするためのもので、給与の平均を区切りのよい一定の幅で区分した金額に当てはめたものです。

この標準報酬月額は、毎年、一定の時期の報酬をもとに定期的に決め直されます。

標準報酬月額の対象となる報酬は、賃金、給料、各種手当などの名称を問わず、労働者が労働の対償として事業主より受け取るすべてのもの(所得税、住民税の控除前)となります。

現在は、給与の平均を9万8千円(下限)から62万円(上限)の範囲で区分され(年度によって異なります)、下限を下回る場合は9万8千円、上限を上回る場合は62万円として、それぞれ決定しております。

詳しくは、日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)でご確認ください。

・標準賞与額… 賞与から納めていただく保険料の計算の基とするためのもので、賞与額(千円未満の端数を切り捨てたもの)に基づいて決定します。なお、賞与1回あたり、150万円の上限が設定されており、上限額を超える賞与額であっても、150万円として決定されます。

〔保険料納付額について〕

標準報酬月額に保険料率を乗じ、事業主と被保険者で折半した保険料額を表示しています。

なお、平成7年4月より、育児休業期間中は保険料(本人負担分)が免除されておりますので、保険料納付額には含まれておりません。

⑤「国民年金」について

⑤欄は、国民年金加入月数の内訳を表示しています。納付済月数には今年度分を前納していただいた月数も含みます。

3/4免除、半額免除及び1/4免除を承認された場合は、免除により減額された保険料を納付している場合にその納付済月数が計上されます。

学特等(学生納付特例、若年者納付猶予)を追納しなかった期間については、資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

※ 納付期限内に保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、金融機関等から納付に関する情報が提供されるまで一定の時間を要するため、作成日時点では「未納」に計上されている場合があります。

⑥「厚生年金保険」⑦「船員保険」について

⑥欄は、厚生年金保険加入月数、⑦欄は、船員保険加入月数を表示しています。

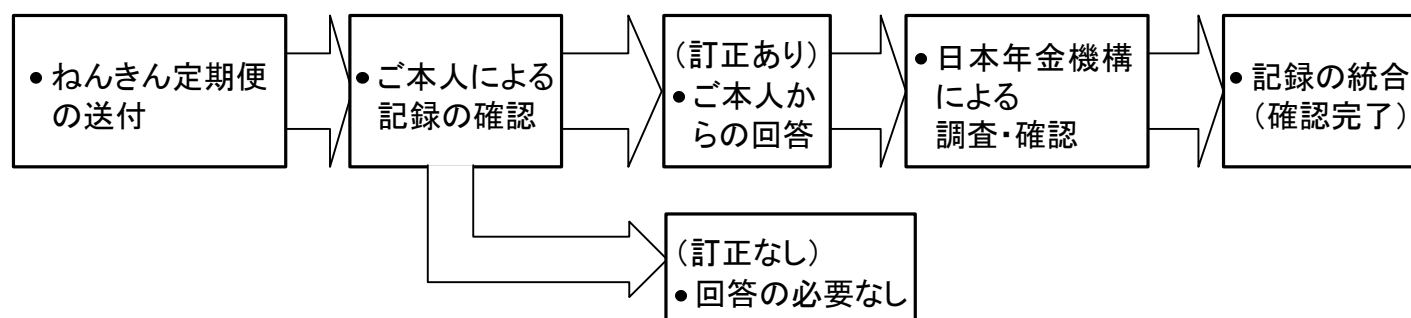
⑧「年金加入期間合計」について

⑧欄は、年金加入期間のうち、未納期間を除いた期間を表示しています。

作成日時点の記録を使用しているため、納付日によっては月数に反映されない場合があります。

定期便の送付から記録の統合までの流れ（イメージ）

※ すでに第三者委員会への申立てをされている期間については、新たにお申し出いただく必要はありません。



ご質問・お問い合わせ先

わからないことや疑問な点があれば

『ねんきん定期便 専用ダイヤル』へ！
0570-058-555



- ※ 一部のIP電話及びPHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。
- ※ 大変申し訳ありませんが、通話料金（一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金）はご負担いただきますようお願い申し上げます。
なお、携帯電話からおかけいただいた場合の通話料金は、全額お客様のご負担となります。
- ※ 月曜日など休日明けやお客様のお手元にこのお知らせが届いた直後は、電話が大変混み合うことがございます。
- ※ このダイヤルでは、「ねんきん特別便」に関するお問い合わせについてもお受けいたします。
- ※ 間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかけください。
- ※ コンピュータの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますので、ご了承ください。

（受付時間） 月～金曜日：午前9時～午後8時まで
第2土曜日：午前9時～午後5時まで
（なお、祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。）

※ 各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

◆インターネットによる年金個人情報提供サービスについて

日本年金機構ホームページから、ユーザID・パスワードをお取りいただければ、同ホームページでいつでもご自身の年金加入記録をご覧いただけます。

日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp/>

～日本年金機構設立のお知らせ～

社会保険庁が廃止され、平成22年1月、新たに「日本年金機構」がスタートしました。

- 日本年金機構は、廃止された社会保険庁から年金業務を引き継ぎ、平成22年1月以降、厚生労働大臣の監督の下に業務運営を担うこととされています。
- 日本年金機構の設立と同時に『社会保険事務所』は『年金事務所』に変わりました。

「ねんきん定期便」パンフレット

1 「ねんきん定期便」をお届けします。

「ねんきん定期便」をお届けします。

この「ねんきん定期便」は、あなた様のこれまでの加入記録をご確認いただくとともに年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として、年金加入期間や保険料納付の実績などの年金に関する情報を定期的（年金制度に加入されている間）にお届けしております。

加入記録に記載もれがないか、記載内容に誤りがないか、十分にご確認いただき、「もれ」や「誤り」があった場合、同封の「年金加入記録回答票」にてご回答いただきますよう、お願い申し上げます。

2 加入記録の確認の流れ

お送りした「ねんきん定期便」に記載されているあなた様の加入記録を十分にご確認ください。（2～3ページを参照）

◆わからないことがあれば、「ねんきん定期便専用ダイヤル」にお問い合わせください。

◎ 「もれ」や「誤り」がある

◎ 「もれ」や「誤り」がない

「年金加入記録回答票」に記入してください。
（「年金加入記録回答票」の裏面を参照）

※ すでに第三者委員会への申立てをされている期間については、新たにお申し出いただく必要はありません。



回答の必要はありません。

「年金加入記録回答票」をご返送ください。

「年金加入記録回答票」は、同封の返信用封筒に入れ、投函してください。
※ 申し訳ありませんが、調査結果を送付するまで相当時間がかかりますことをあらかじめご了承ください。

これまでの年金加入期間について

これまでの年金加入期間の合計です。
(作成年月日の前々月までの加入期間を計算しています。)

《国民年金 第1号被保険者》

- ◆ 未納月数は納付済月数計には含まれません。
(3/4免除等、一部免除の月数は、免除された残りの保険料を納付している場合に計上されます。)
- ◆ 前納は納付済み期間に計上しています。

《第3号被保険者期間について》

- ◆ 第3号被保険者(第2号被保険者の被扶養配偶者であって、原則として年収130万円未満の者)制度は、昭和61年4月に創設された制度です。それ以前につきましては、厚生年金・共済組合等加入者の配偶者は、任意加入の対象者であり、申し出により加入することのできた期間です。

なお、第3号被保険者の期間は、保険料納付の必要はありませんが、第2号被保険者全体(厚生年金・共済組合等の被保険者)が負担しておりますので、保険料納付済月数として計算され、老齢基礎年金の年金額に反映されます。

- ◆ 配偶者の方が資格喪失(退職など)した場合やご本人が被扶養配偶者でなくなった場合(年収見込額が130万円を超える場合等)には、被保険者資格の変更手続きが必要です。

変更手続きがお済みかどうか、ご確認ください。

- ◆ これまで、第3号被保険者の届出が遅れた場合、2年以上経過した期間は「保険料未納期間」となっていましたが、平成17年4月から、「第3号被保険者の特例届出」をしていただければ、2年以上経過した期間についても、「保険料納付済期間」となり、老齢基礎年金の年金額などに反映されることとなっております。届出の確認等につきましては、最寄りの年金事務所までお問い合わせください。

ねんきん定期便

内容に関するご照会は
「ねんきん定期便専用ダイヤル」へ！
TEL 0570-058-555
※一部のIP電話及びPHSからは
「03-6700-1144」にお電話ください。

 **日本年金機構**
Japan Pension Service
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

～日本年金機構設立のお知らせ～
社会保険庁が廃止され、平成22年1月、新たに「日本年金機構」がスタートしました。

この「ねんきん定期便」は、昨年あなた様へ送付したこれまでの記録に続き、本年も加入記録をご確認いただくとともに、年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として、日本年金機構が厚生労働省から委託を受け、年金加入期間や保険料納付の実績などの年金に関する情報を定期的(年金制度に加入されている間)にお送りしております。

お知らせした年金記録に「もれ」や「誤り」があった場合は、同封の年金加入記録回答票にてお知らせください。

また、前年の「ねんきん定期便」の回答票や「被保険者記録照会票」で、被保険者記録を調査中の方は、現在、日本年金機構がお調べしておりますので、この「ねんきん定期便」には反映されておられません。調査が終了しましたら、日本年金機構から調査結果をお届けしますので、今しばらくお待ちくださるようお願いいたします。

基礎年金番号

この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日
時点の年金加入記録に基づき作成されております。

(基礎年金番号は、お問い合わせの際に必要となります。)

※ このお知らせの見方は、パンフレットの2～3ページをご覧ください。

これまでの年金加入期間

国民年金			厚生年金保険	船員保険	年金加入 期間合計 (未納期間を除く)
第1号被保険者 (未納期間を除く)	第3号被保険者	国民年金計 (未納期間を除く)			
月	月	月	月	月	月

(参考) これまでの保険料納付額

(1) 国民年金(第1号被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
(2) 厚生年金保険(厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
これまでの保険料納付額 【 国民年金・厚生年金保険合計 】		(累計額) 円

お示ししている年金加入期間には、共済組合員記録に関する加入期間は含んでおりません。
※ 現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。

作成年月日について

「作成年月日」時点での年金加入記録を基に作成しております。

これまでの保険料納付額について

《国民年金の保険料納付額について》

加入期間当時の保険料額を使って、以下の前提で計算したものです。

- ① 付加保険料額を含めて計算しています。
- ② 前納の場合には割引額を控除して、追納の場合には加算額を加算して算出しています。
- ③ 保険料の一部を免除された期間については、一部納付の保険料額を基に算出しています。

《厚生年金保険の保険料納付額について》

加入期間当時の標準報酬(月)額に当時の保険料率を乗じて算出した各月の保険料額を使って、以下の前提で計算したものです。

- ① 被保険者負担分のみを計算しています。
(厚生年金保険の保険料については、被保険者と事業主が折半して負担していますが、ここでは被保険者本人が負担した額について計算しています。) 事業主負担額は、原則、被保険者負担額と同額です。

なお、平成7年4月より、育児休業期間中は保険料(本人負担分)が免除されていきますので、保険料納付額には含まれておりません。

- ② 厚生年金基金加入期間については、免除保険料(事業主が厚生年金基金に納付する保険料額)を除いて計算しています。(「最近の月別状況です」でお示ししている保険料納付額も同様に計算しています。)

《旧3公社共済組合(JR、JT、NTT)及び農林共済組合について》

旧3公社共済組合(JR、JT、NTT)及び農林共済組合に加入されていた期間については、統合日(旧3公社共済組合：平成9年4月1日、農林共済組合：平成14年4月1日)以後の保険料納付額を計算しています。